

沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務（R7） 仕様書（沖縄県地域公共交通協議会及び市町村連携交通会議）

1. 委託業務名

沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務（R7）

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3. 業務目的

沖縄県では、「マイカーに依存しなくても、安心・快適で活力ある沖縄を築く交通社会の実現」を基本方針に、関係市町村及び交通事業者、交通利用者等と協議を経て、令和6年度に沖縄県地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）を策定し、本計画に位置付けられた施策・事業を、沖縄県地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）において実施状況等の評価を実施している。

また、協議会の分科会である市町村連携交通会議（以下「連携会議」という。）においては、那覇と名護を結ぶ鉄軌道による骨格軸とフィーダー交通とが連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、圏域別（北部・中部・南部）に公共交通に関する課題を抽出・整理し、公共交通の充実に向けて具体的に協議を行ってきたところである。

本業務は、本計画の実質化に向けたアップデート等の調査検討を行うほか、各圏域の公共交通ネットワークの具体化に向けた調査検討を行うなど、協議会及び連携会議の運営支援を行う業務である。

4. 業務内容

（1）地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート等の調査検討

地域公共交通計画の実質化に向けたアップデートに向け、国が示す、都道府県に期待される役割をふまえ、沖縄県の社会的・歴史的背景や、県内の陸上交通の状況、交通施策、県主催の会議体との連携等を勘案したうえで、資料の作成及び会議の進行、議事録の作成などの運営支援を行う。

①市町村向け勉強会の開催

沖縄県の陸上交通の状況、課題、国の動向、最新の交通施策（リ・デザインに関する施策等）の紹介等、交通を担当する職員等が交通施策遂行にあたり必要な知識を会得できるような内容とすること。

- ・実施回数：年1～2回程度
- ・実施時間：各2時間（質疑応答も含む）

- ・実施場所：県内（オンライン開催も併用すること。）

②モビリティデータ活用の検討のための具体的な手法や手順等の提案

公共交通の課題を可視化し、施策の解像度を高めるような、モビリティデータ活用を調査検討し、定期的に提案・報告を行うこと。

- ・実施回数：年2回程度
- ・実施時間：各2時間（質疑応答も含む）
- ・実施場所：県庁内（交通政策課にて確保する）

＜参考1（令和6年4月 地域公共交通計画の実質化に向けた検討委員会/抜粋）＞
都道府県に期待される役割

①ヒト&プレイス

（関係職員のスキルアップ、専門人材の派遣、情報交換、交流の場の提供）

②データ

（ベンチマーク、データ共有の枠組み構築、市町村の利活用の後押し）

③リ・デザイン

（新事業の試行、新技術導入、運転手確保など）

（2）各圏域の公共交通ネットワークイメージの具体化に向けた調査検討

ア 公共交通ネットワークイメージのブラッシュアップに向けた情報等の収取・取りまとめ

令和6年度市町村連携交通会議を通して整理した、交通ネットワークイメージの具体化に向けた下記の課題をふまえ、各圏域の実情に合った公共交通ネットワークイメージのブラッシュアップに向けた関連情報等の収集・取りまとめを行う。

- ① 運転手不足等のリソースを踏まえたバス網効率化の検討
- ② 地域間を結ぶ幹線・支線となる交通（路線バス）と、地域内の交通手段となる葉の交通（市町村によるコミュニティバスやデマンド交通等）との連携
- ③ 交通結節点の機能や活用方法、フィージビリティに関する検討
- ④ 高校生・大学生、高齢者や移動困難者を含めた県民全ての移動を支える交通サービスの展開
- ⑤ 観光交通等を踏まえたネットワークの具体化（交通結節点を含む）の確認
- ⑥ 圏域における公共交通の役割分担と維持確保の方策

※既往調査や交通量、人口集中地区（DID）地区、各自治体マスタープラン、各自治体施策、観光需要等の情報を収集し、交通結節点となり得るエリアを整理・分析すること。

イ 圏域の公共交通ネットワークイメージ図案の作成に向けた技術的検討

県内で展開されている交通、まちづくり、跡地開発に係る関連構想・ビジョン及び計画と有機的に連携しつつ、令和6年度市町村連携交通会議を通して整理した、圏域の公共交通ネットワークイメージをブラッシュアップした、より具体性の高い図案の作成に向けて調査検討を行い、定量的な根拠を示した上で、方向性や実現可能性の高い方策を取りまとめること。

(3) 沖縄県地域公共交通協議会の運営支援等

協議会の開催に向け、資料の作成及び説明等を行い、日程調整、会場確保、議事要旨の整理、出席委員への謝金や旅費の支払い業務等を行う。また、その他協議会の運営に関して必要な支援を行う。なお、これら経費は積算に含めること。

- ・委員人数：52名、オブザーバー15名
- ・開催回数：年2～3回程度を想定

①県協議会の開催

- ・6月頃開催の協議会については、前年度の実施状況と評価、今年度の実施内容等の整理を行う。
- ・1月頃開催の協議会については、今年度の進捗状況評価、次年度に向け、取り組むべき施策・事業等の整理を行う。

※県庁周辺で、100名程度収容可能な会議室を確保し、必要な機材、設備等については、受注者が手配・管理を行うこと。

※資料等については、協議会開催の1週間前には県の確認まで終えること。

※委員への謝金等については、以下により積算すること。

- | | | | | | |
|-------|------------|---|-----|---|----|
| ・謝礼金 | 9,300円 | × | 16名 | × | 2回 |
| ・県外旅費 | 127,740円以下 | × | 1名 | × | 2回 |

・地域間幹線系統確保維持計画（沖縄県地域公共交通計画の別紙）の変更が生じた場合に開催される県協議会についても、支援の対象とする。資料作成の補助、議事要旨の整理、その他運営に関して必要な支援を行う。

(4) 市町村連携交通会議等の運営支援

ア 会議（検討会も含めた）の運営支援

資料の作成及び説明等を行い、議事要旨の整理を行う。また、その他検討会の運営に関して必要な支援を行う。

会議では、上記（2）で取りまとめた内容をもとに検討を行うものとする。

なお、検討会で使用する資料等については、図表やイメージ図等を用いるなど、わかりやすい資料の作成に努め、検討会開催の1週間前には県の確認まで終えること。

※ 会議等開催スケジュール（目安）

- ・全体会議（市町村連携交通会議）（北部・中部・南部圏域の全市町村対象）
3地域（北部・中部・南部）×1回

- ・ワーキンググループ（検討会）（以下、「WG」とする）

既存WG：3地域（北部・中部・南部）×2回

※上記の検討会等の開催回数は目安とする。上記（2）の内容を踏まえ、開催数の増減は可とする。

※既存の全体会議、WG等のメンバーについては変更可とする。

※WGは、必要に応じて関係市町村のみとすることも可とする。

※本業務で実施する検討会等については、独占禁止法に抵触しないように、十分に留意すること。

※バス事業者の経営に影響を伴う内容、情報の提供依頼等については、事業者の意向を踏まえ十分に留意すること。

※上記（2）交通ネットワークイメージの具体化に向け整理した①～⑥の課題のなかで、議論を効果的及び加速化するため、既存の会議体（WG等）ではなく、個別具体的な会議体（8名～10名程度）での検討実施や、必要に応じて関係者（市町村、バス事業者）へのヒヤリングを行うこと。

※圏域の公共交通ネットワークイメージは、沖縄県地域公共交通計画に掲載することを念頭に検討すること。

（5）打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、必要に応じ実施するものとし、オンラインでの対応も可能とする。また、打合せの内容は認識共有のためメモを作成すること。

（6）報告書作成等

- ① 本業務の報告書は、上記（1）～（4）の基礎情報及び検討結果や必要なバツ

クデータ、図表について盛り込まれていること。

② 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4版）：2部
- ・ 報告書（概要版）：2部（A3版1～2頁程度とすること）
- ・ 電子データ（CD-R）：1部
- ・ その他担当職員から指示のあったもの：1式

6. 業務の実施体制等

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者等を配置し、管理技術者等は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

7. 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

8. 再委託の制限等

（1）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

（２）再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

９．委託業務の経理等

・当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。

・委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

10. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

11. 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ・本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。